

# 郡山市協働推進基本計画



信頼の絆で結ばれた  
市民が主役の協働のまちを目指して  
平成23年10月



東北のウィーン  
楽都郡山



郡山市イメージキャラクター  
「がくとくん」「おんぶちゃん」



# 信頼の絆で結ばれた市民が主役の 協働のまちを目指して



私たちのまち郡山は、福島県の中央に位置し、脈々と流れるときの中で、地の利を生かした交通の要衝として栄え、人と人とが交流し、先人のたゆまぬ努力と行動力により多様な歴史と文化をはぐくんできました。

しかし、近年、少子高齢化の進展や市民ニーズの多様化、さらには地方分権社会の到来などにより、社会経済情勢が大きく変化する中で、地方自治体の役割や運営のあり方は、大きな改革が求められており、これまで以上に自己決定と自己責任のもとで、市民の皆さまとともに地域力を生かした個性豊かなまちづくりを進めていく必要があります。

こうした社会経済情勢の変化に対応し、「郡山市第五次総合計画」に掲げる将来都市像である「人と環境のハーモニー 魅力あるまち 郡山」の実現に向けた市民協働のまちづくりをより一層進めるため、平成22年7月には「郡山市協働のまちづくり推進条例」を施行し、その具現化を図るため、このたび「郡山市協働推進基本計画」を策定いたしました。

本計画は、「信頼の絆で結ばれた市民が主役の協働のまち」を協働のまちづくりの基本理念に掲げ、その実現のため、「協働意識の醸成と人材の育成」、「情報の共有」、「市民公益活動への支援」、「推進のための仕組みの充実」を4つの基本施策として定め、総合的かつ計画的に協働のまちづくりを推進することとしており、また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災からの教訓等を生かし、災害時の取り組みについても配慮しております。

本市では今後、本計画を基本に市民、市民活動団体、事業者、市がパートナーシップを深め合い、「魅力と活力のあるふるさと郡山」の実現を目指し、協働のまちづくりを推進してまいりますので、市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、数多くの貴重な御意見・御提言をいただき、格別の御尽力を賜りました郡山市市民協働のまちづくり推進協議会の委員の皆様をはじめ、各種アンケート等に御協力いただきました市民の皆様や関係者の方々に心から感謝を申し上げます。

平成23年10月

郡山市長 原 正 夫

# 目 次

## 第1章 計画の概要 1

- 1-1 計画策定の趣旨 ..... 1
- 1-2 計画の位置づけ ..... 2
- 1-3 計画の期間 ..... 2
- 用語の定義 ..... 3

## 第2章 協働をめぐる社会の動きと基本的な考え方 4

- 2-1 市民協働をめぐる動き ..... 4
- 2-2 協働の領域・形態 ..... 5
- 協働の形態（郡山市の事例） ..... 7

## 第3章 郡山市の協働のまちづくりの現状と課題 11

## 第4章 計画の基本方針 18

- 4-1 協働のまちづくりの基本理念 ..... 18
- 4-2 協働のまちづくりの推進の考え方 ..... 18
- 4-3 協働のまちづくりの基本原則 ..... 19
- 4-4 協働の役割 ..... 20
- 4-5 計画の構成 ..... 21

## 第5章 基本施策の展開 23

基本施策 1	協働意識の醸成と人材の育成	24
基本施策 2	情報の共有	28
基本施策 3	市民公益活動への支援	31
基本施策 4	推進のための仕組みの充実	36

## 第6章 計画の推進に向けて 40

6-1	推進体制	40
6-2	実施状況の公表	40

## 資料編 42

•	郡山市協働推進基本計画の策定体制	43
•	郡山市協働推進基本計画の策定経過	44
•	郡山市市民協働のまちづくり推進協議会委員名簿	45
•	各種アンケートの実施	46
•	パブリックコメント手続の実施	47
•	条例など	48
1.	郡山市協働のまちづくり推進条例	48
2.	郡山市市民協働のまちづくり推進協議会規則	52
3.	郡山市協働のまちづくり推進本部設置要綱	53

## 1-1 計画策定の趣旨

地方自治体の役割や行政運営のあり方は、少子高齢化の進展、市民ニーズの多様化、地方分権型社会の到来など、社会経済情勢が大きく変化する中で、大きな変革が求められており、これまで以上に自己決定と自己責任のもとで、地域力を生かした個性豊かなまちづくりを進めていく必要があります。

このような中、本市では、平成20年3月に「人と環境のハーモニー 魅力あるまち 郡山」を将来都市像とする「郡山市第五次総合計画」を策定し、「信頼の絆で結ばれた市民が主役の協働のまち」を基本構想の一つとして位置づけ、市民の視点に立った新しい行政経営を進め、誰もが夢と希望の持てる「市民協働社会」の実現を目指しているところであります。

これらのことを踏まえ、市民、市民活動団体、事業者、市というそれぞれの実施主体がパートナーシップを深め、共通認識のもと「魅力と活力のあるふるさと郡山」の実現を目指して制定した「郡山市協働のまちづくり推進条例」の考えに基づくとともに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災からの教訓等を生かし、協働のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「郡山市協働のまちづくりの推進に関する基本計画（郡山市協働推進基本計画）」を策定しました。

### 協働とは

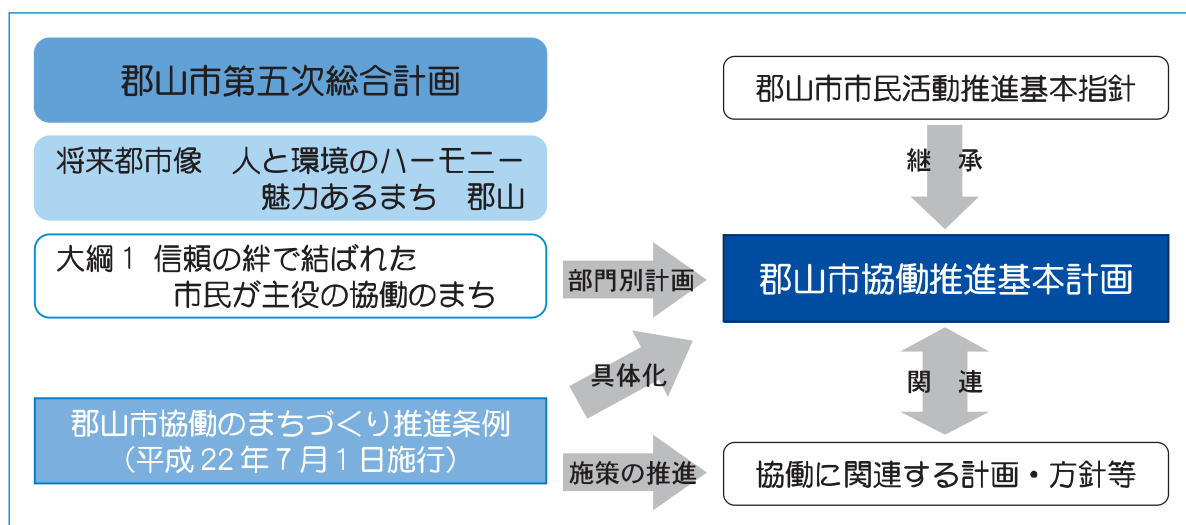
市民等及び市が、対等の立場で、それぞれの役割を担い、責任を認識しながら、公共的な課題の解決のためともに取り組むことをいいます。

(郡山市協働のまちづくり推進条例 第2条)

## 1-2 計画の位置づけ

本計画は、「郡山市第五次総合計画」の部門別計画であり「郡山市協働のまちづくり推進条例」第15条に規定する「協働のまちづくりの推進に関する基本計画」としての位置づけを持つものです。

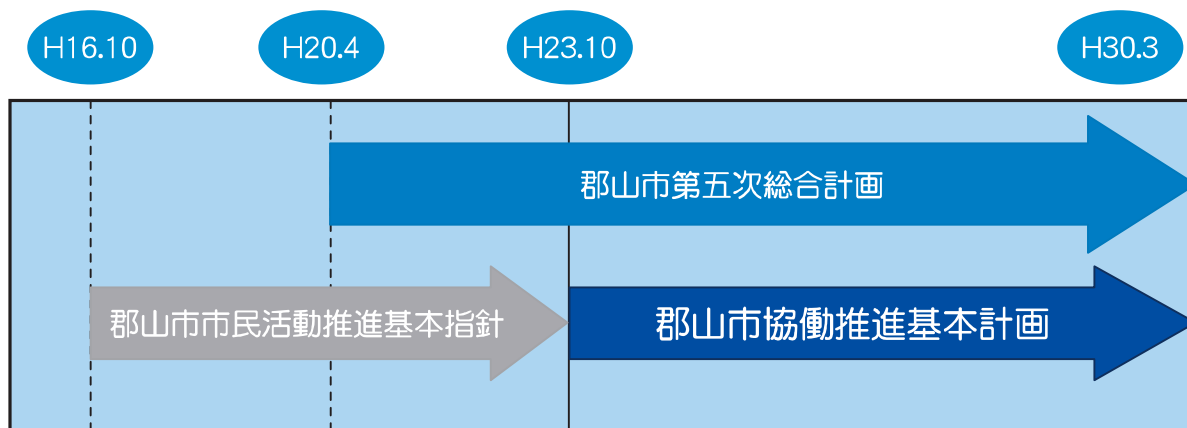
また、平成16年度に策定された「郡山市市民活動推進基本指針」の考え方を継承するものです。



## 1-3 計画の期間

本計画は、平成23年度を初年度とし、「郡山市第五次総合計画」との整合性を図り、平成29年度までの7年間を計画期間とします。

なお、施策の成果や社会情勢等の変化により、必要に応じて見直しを図ってまいります。



## 〔用語の定義〕

- 市 民 市内に居住している人、市内で働く人・学ぶ人
- N P O 行政・企業とは別に社会的行動をする民間非営利組織。福祉、まちづくり、環境などさまざまな分野で活動を行っている。  
(非営利組織 Non Profit Organization の略語)
- 公共の利益 営利を目的とする活動や宗教活動等を除き、不特定多数の者の利益の増進に寄与すること。
- 市民公益活動 市民等が公共の利益のために自主的・自発的に行う活動
- 市民活動団体 町内会・自治会、N P O ・ボランティア団体など、市民公益活動を継続して行う団体
- 事 業 者 市内で事業活動を行っている個人事業主、法人、団体（教育機関を含める）
- 市 民 等 市民、市民活動団体、事業者
- 地域コミュニティ 居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指し、代表例として町内会・自治会等がある。





## 2-1 市民協働をめぐる動き

1960年代の高度経済成長期における公害反対運動を通じて住民運動が全国的な広がりを見せるなど、市民公益活動は1970年代後半ごろから活発になってきたと言われています。

さらに、1995年（平成7年）の阪神・淡路大震災の際に、市民活動団体がその柔軟な対応力や行動力を生かし救援活動や復旧活動に大きく貢献したこと等もあり、1998年（平成10年）には市民活動団体が法人格を取得しやすくなる「特定非営利活動促進法（NPO法）」が施行されるなど、市民公益活動を促進するための制度上の整備が進みました。

その後も市民の社会的な活動への参加意欲の高まりとともに、福祉、子育て、環境保全など、市民生活に密接する分野を中心に市民公益活動が行われており、こうした動きは今後も増加し、公共サービスの担い手として市民生活を充実させる上で重要な役割を果たしていくものと期待されます。

また、2000年（平成12年）の地方分権一括法<sup>※1</sup>の施行や2002年（平成14年）の三位一体の改革<sup>※2</sup>の実施等により地方分権が進む中、地方自治体は、限られた財源の中で活力にあふれた暮らしやすいまちづくりを進めるため、協働のまちづくりのそれぞれの実施主体が相互の連携・協力を図るなど、さらなる「市民協働のまちづくり」の推進に取り組むことが求められています。

さらに、2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災の復旧・復興への対応においても、ボランティアを含めた市民等と行政との連携が強く求められています。

年 表	主 な 出 来 事
1960年代	◎公害反対運動が起こる
1970年代～	◎市民公益活動の活発化
1995年 1 月	◎阪神・淡路大震災発生
1998年12月	・「特定非営利活動促進法」施行
2000年 4 月	・「地方分権一括法」施行
2002年 6 月	・「三位一体の改革」の実施
2011年 3 月	◎東日本大震災発生

※1 【地方分権一括法】：地方分権改革の柱として、国と地方公共団体の関係を従来の主従の関係から対等・協力の関係に改めるための地方自治法をはじめとする関連する法律の改正を行う法律。

※2 【三位一体の改革】：地方自治体を実施すべきことは国ではなく地方自らが決定するという地方分権を実現するために、国庫補助負担金の削減及び地方交付税の見直し、国から地方への税源移譲を含む税源配分の見直しを一体的に推進するもの。

## 2-2 協働の領域・形態

これまで、公共施設の運営や管理など、公共の領域に関することは、官（行政）の領域のように考えられてきました。

例えば、課税や許可などの公権力の行使は、公平・公正で法的な権限のある行政が責任を持って担うべきであり、行政の専門領域といえます。

一方、私生活に関することや事業者が行う営利活動などは、行政をはじめ他者の干渉にはなじまないもので、民の専門領域といえます。

しかし、現在では、市民ニーズの多様化などにより、一律に提供される公共サービスだけでなく、よりきめ細かいサービスの提供が望まれており、福祉や教育をはじめとするさまざまな分野における民間への業務委託や、公の施設<sup>※1</sup>への指定管理者制度<sup>※2</sup>の導入などに見られるように、公共の領域を新たな担い手となる民間に開放する動きが広がっています。

さらには、民の領域でも、公共性が高い取り組みが見られるようになってきており、環境問題に関する講座や福祉に関するイベントなど、行政と一緒に公益的な取り組みを行う場面も増えています。

これらのことから、本計画では、行政や市民等が専門的に行う領域以外で、公共の利益のために行う活動を協働の領域とします。

また、協働の形態（方法）には、市民活動団体や市がともに事業の主催者となって協働で実施する「共催」や、市民活動団体等が行う事業に市が財政支援を行う「補助・助成」などがあります。（6ページ参照）

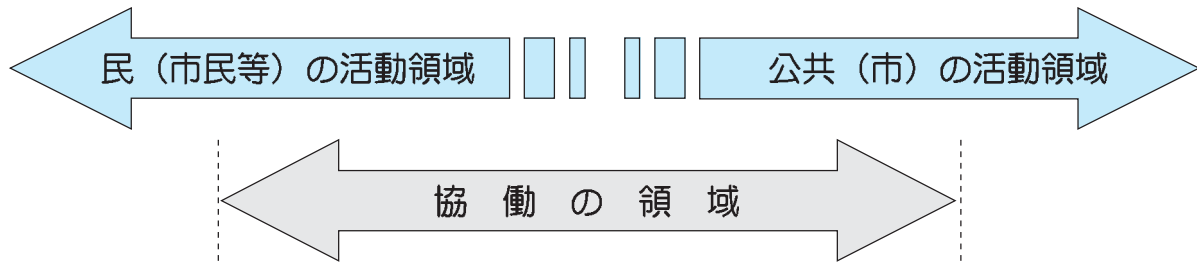
協働による取り組みは、それぞれの実施主体が相互の立場や特性、目的を認め合い、どのような形態で行うかについても含め、対等の立場で共通認識を持って進めていくことが重要です。



※1 [公の施設]：地方自治法第244条第1項に規定する施設のことで、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設ける施設（体育館・文化センター等）。

※2 [指定管理者制度]：多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間能力を広く活用しながら住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として、平成15年9月に創設された制度。公の施設の管理を包括的に営利企業や財団法人等に代行させることができる。

## 《協働の領域 イメージ図》



①	② (7ページ参照)	③ (8ページ参照)	④ (9ページ参照)	⑤
市民等が自らの責任と主体性により独自に行う領域	市民等が中心となり、市の協力を得て行う領域	市民等と市が連携・協力して行う領域	市が中心となり、市民等の協力を得て行う領域	市が自らの責任と主体性により独自に行う領域


### 協働の形態（方法）

<ul style="list-style-type: none"> <li>◎私生活に関すること</li> <li>◎地域活動 (仲間同士で行うレクリエーション活動等)</li> <li>◎事業者が行う営利活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎市の事業協力 (市民活動団体等が行う事業に対して市が協力する)</li> <li>◎後援 (市民活動団体等が行う事業の公益性を認識し、支援する)</li> <li>◎補助・助成 (市民活動団体等が行う事業に市が財政支援する)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎共催 (市民活動団体等や市がともに事業の主催者となって協働で実施する)</li> <li>◎実行委員会・協議会等 (市民活動団体等や市で構成する組織が事業の主催者となる)</li> <li>◎情報交換 (セミナー開催等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎指定管理者制度 (5ページ参照)</li> <li>◎委託 (従来、市の領域にある分野のうち、市民活動団体等の特性を生かして業務を委託する)</li> <li>◎市民等の事業協力 (市が行う事業に対して市民活動団体等が協力する)</li> <li>◎政策の意思決定への参加 (審議会・懇談会等への参画、パブリックコメント、アンケート調査等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎公権力の行使 (税の賦課、許認可、行政処分等)</li> </ul>
---	---	---	---	--

## 協働の形態（郡山市の事例）

協働の形態には、さまざまな種類があります。

### 【市民等が中心となり、市の協力を得て行う領域】

領域	形態	内 容
②市民等が中心となり、市の協力を得て行う領域	市の事業協力	<p>市民活動団体等が行う事業に対して、市が事業協力する方法です。</p> <p><b>（例）SMILE SOUND FESTIVAL</b> 音楽都市こおりやまの発展を目指して、市内で演奏活動を行っている市民や郡山市出身のプロ演奏家による音楽祭が、郡山青年会議所の主催により開成山公園で開催されています。 市民活動サポート職員バンク事業※の登録職員が、ボランティアで当日の会場準備や運営に協力しています。</p> 
	後援	<p>市民活動団体等が行う事業の公益性を認識し、市の名義使用を承認する方法です。</p> <p><b>（例）郡山DAKARA音楽祭</b> 郡山駅西口駅前広場をはじめとする駅前周辺の各会場で市民による音楽祭が開催されています。若者から年配の方まで70組以上のミュージシャンが参加し、ロックやジャズ、フォークなど、さまざまなジャンルの音楽をまちなかに響かせます。 演奏者と来場者が一体となれる地元ならではの音楽祭の開催は、明るい笑顔が輝く魅力あふれるまちづくりの推進と地域振興等に寄与することが期待できることから、市が名義使用を承認しています。</p>
	補助・助成	<p>市民活動団体等が行う公共的課題解決に向けた事業に対して、市が財政的な支援を行う方法です。</p> <p><b>（例）郡山市町内会連合組織等補助事業</b> 住民自治の健全な育成と連携・強化を図るため、郡山市自治会連合会及び各地区の町内会等連合組織に対し補助金を交付しています。</p>

※ [市民活動サポート職員バンク事業]：市民活動団体が行うイベント等の地域活動を支援する活動に意欲のある市職員が、ボランティア登録を行い自発的に参加して支援を行う事業。

## 【市民等と市が連携・協力して行う領域】

領域	形態	内 容
③市民等と市が連携・協力して行う領域	共 催	<p>市民活動団体等や市がともに事業の主催者となって協働で実施する方法です。</p> <p><u>(例) こおりやまユニバーサルデザインシンポジウム</u></p> <p>社団法人福島県建築士会郡山支部と郡山市の共催で、市民と市職員を対象としてシンポジウムを開催しています。</p> <p>市民・事業者・行政が協働でユニバーサルデザインの推進を図る取り組みとして、さまざまな相乗効果が期待できます。</p> 
	実行委員会・協議会等	<p>市民活動団体等や市で構成する組織が事業の主催者となり実施する方法です。</p> <p><u>(例) 郡山市こどもまつり</u></p> <p>こどもの日に開成山公園で開催している「郡山市こどもまつり」は、郡山青年会議所や青少年団体、体育関係団体等、多くの団体が参加して実行委員会が組織され、多種多彩な催しを行っています。</p> <p>各展示コーナーの運営には、参加団体とともに市内の主に高校生などのボランティアが参加しており、多くの市民の連携・協力により実施される有意義な事業です。</p> 
	情報交換	<p>市民活動団体、事業者等がお互いに持つ情報を提供したり、自身の商品や活動内容等をPRする方法です。</p> <p><u>(例) 郡山市ものづくりマッチング交流会</u></p> <p>地元企業間の取引拡大や企業進出のきっかけの創出を図るため、郡山市が主催し、郡山商工会議所、郡山地区商工会広域協議会、公益財団法人郡山地域テクノポリス推進機構の共催で開催しています。</p> <p>90を超える多くの企業・団体が参加し、地元企業の社長による基調講演、企業プレゼンテーション、交流会等を行い、企業間のマッチング・交流の場を創出し、また、情報交換の機会としています。</p>

【市が中心となり、市民等の協力を得て行う領域】

領域	形態	内 容
④市が中心となり、市民等の協力を得て行う領域	指定管理者制度	<p>公の施設の管理を包括的に営利企業や財団法人、NPO法人等が代行する方法です。</p> <p><u>(例) 郡山市民文化センター</u> コンサートホール、会議室、展示室等を擁する複合施設で、郡山市が所有し、財団法人郡山市文化・学び振興公社が指定管理者として施設を管理運営しています。</p> <p>繁忙期間中の臨時開館や管理を安定して行うため接客対応、業務マニュアル等を備え、また、各所にユニバーサルデザインの考え方を取り入れた設備を導入し、サービス向上対策を図りながら効果的・効率的な施設の管理運営が行われています。</p> 
	委 託	<p>行政運営の効率化、市民サービスの向上等を図るため、市民活動団体等の特性や能力を生かして外部に事業を委託する方法です。</p> <p><u>(例) 移動サロン</u> ニコニコこども館や東部・南部地域子育て支援センターに来られない方のために、ニコニコこども館で実施している「子育てサロン」と同様の交流の場を、市内各所で提供しています。</p> <p>市がNPO法人子育て支援コミュニティプチャマンに事業を委託し、英語あそび、遠足ごっこ、親子体操等、毎月楽しい活動をたくさん実施しています。</p> 

領域	形態	内 容
<p>④市が中心となり、市民等の協力を得て行う領域</p>	<p>市民等の事業協力</p>	<p>市が行う事業に対して、市民活動団体等が協力して行う方法です。</p> <p><b>(例) 「ニコニコこども館」事業</b></p> <p>「ニコニコこども館」において、子どもや子育てに対する総合的な相談や、親子のふれあい、親同士子ども同士の交流を図るための各種事業を展開しています。</p>  <p>子育てボランティアや子育て支援に関わる団体等と協力しながら、施設運営や各種事業を実施し、地域社会全体で「子ども」と「子育て」を応援する「子育てが楽しくなるまち」づくりを進めています。</p> <p>子どもから大人まで楽しめるイベントや、子育ての仲間づくりのサポート、ボランティアの養成等の事業も充実させています。</p> 
	<p>政策の意思決定への参加</p>	<p>市民等が、審議会・懇談会等を通して、専門的な知識、技術、地域に密着したきめ細やかな活動経験などを生かした企画等を提言する方法です。</p> <p><b>(例) 市長と町内会長等との懇談会</b></p> <p>市政全般及び地域の諸問題等について、市民の意見、提言等を市政に反映させるように努めるとともに、市政に対する理解を深めていただき、市民が主役の協働のまちづくりを推進するため、町内会、各種団体等との懇談会を開催しています。</p>  

本市では、町内会等を中心とする地域コミュニティとの連携により、ごみの減量化や美化活動、防犯防災活動など地域の課題解決に向けた活動が熱心に展開されてきました。

また、近年では、NPOやボランティア団体が、福祉や教育、まちづくり、環境保全などの幅広い分野で活動するようになっており、平成23年3月現在、郡山市市民活動サポートセンター（アシストパーク郡山）には100を超える市民活動団体等が登録し、各地域で市民公益活動が展開され、さまざまな市民ニーズに対応しています。

一方で、まちづくりネットモニター※<sup>1</sup>では、「個人及び個人が加入している団体が、市との協働の事業に参加したことがありますか」という質問に対し、「ある」と回答された方は、39.8%にとどまっています。（グラフ1参照）

参加したことがない理由は、「どのように協働したらよいかわからない」という回答が63.5%あり、このことから市民へのさらなる協働意識の啓発のための情報提供などが必要といえます。（グラフ2参照）

また、各種調査等の結果や東日本大震災をはじめとする災害時の取り組みから、それぞれの実施主体が協働のまちづくりを推進する上でさまざまな課題を抱えていることが分かります。

これらの課題を解決し、誰もが夢と希望の持てる「市民協働社会」の実現を図るには、協働の実施主体同士がそれぞれの課題に対して意見交換を行い、ともに取り組んで成果を共有することにより、協働の取り組みの輪をさらに広げていくことが必要となります。

### 1 市民（地域コミュニティ）

地域コミュニティは、市民の自主的・自発的な活動や自助※<sup>2</sup>、互助※<sup>3</sup>、公助※<sup>4</sup>の理念により形成されるもので、本市においては、町内会等（町内会、自治会、行政区などの住民自治組織）や地域の各種団体の積極的な活動により、快適で健康的な安全・安心の生活空間（地域）づくりが進められています。

町内会等が地域活動の中心的な役割を果たしている一方で、その加入率は、年々低下する傾向にあります。（グラフ3参照）

さらに、高齢化の進行による担い手不足や核家族化の進行、市民意識の変化などにより、地域内の連帯意識の希薄化が進み、地域コミュニティの活動に影響が出ている地域も見受けられます。

また、震災以降、各地域において、行政と連携した避難所の運営や炊き出し、防犯活動などの市民公益活動が町内会等を中心に展開され、あらためて地域コミュニティの存在意義が再認識された一方、災害時の地域における助け合いや情報共有のあり方など、今後検討すべき課題が顕在化してきています。

※1 [まちづくりネットモニター]：市政の課題や市民の生活に関連する問題などを迅速に把握し、市の施策や事業に反映することを目的にインターネットを活用し実施しているアンケート。

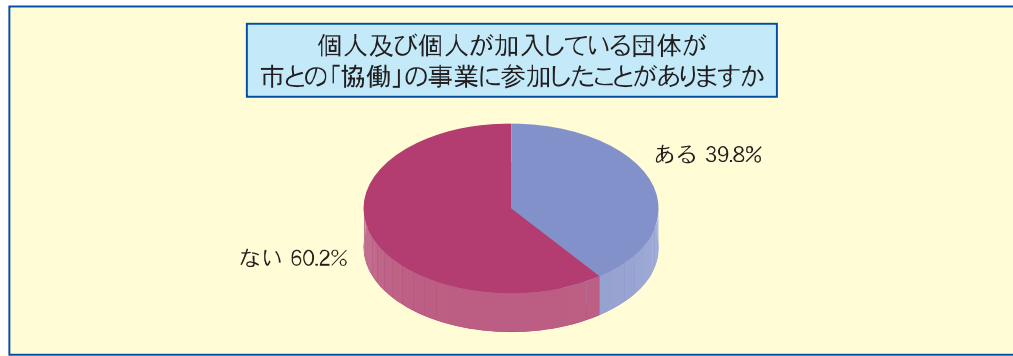
※2 [自助]：自分でできることは、自分で解決すること。

※3 [互助]：近隣の住民が互いに助け合うこと。

※4 [公助]：個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、公的機関が行うこと。

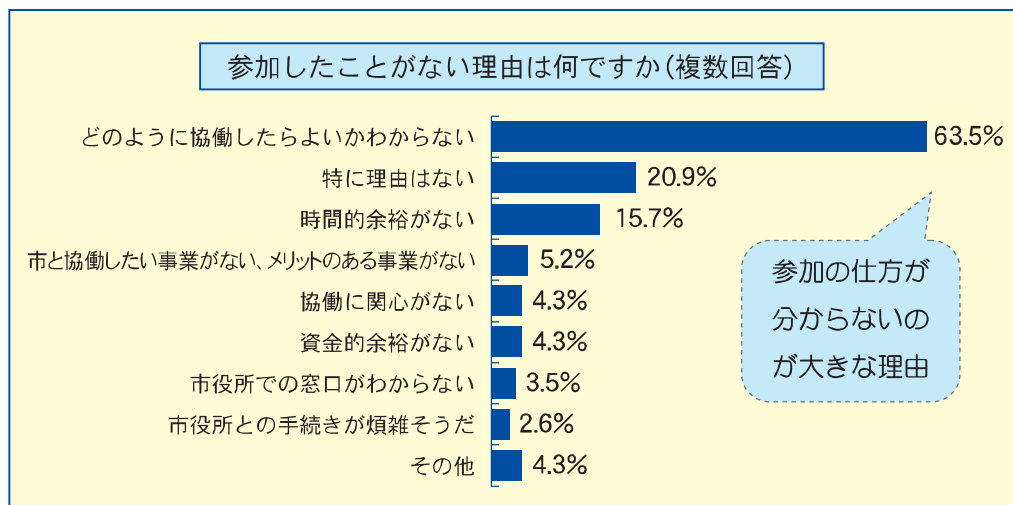


【グラフ1】



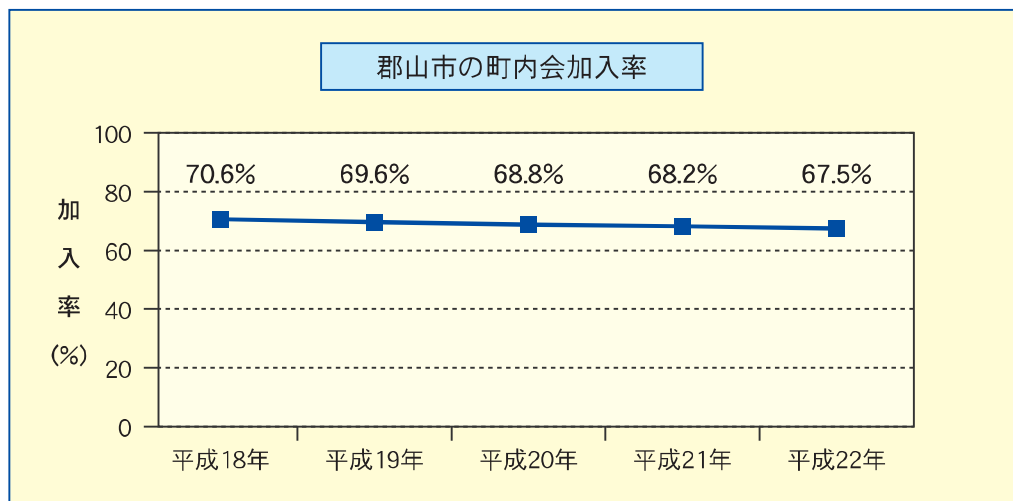
資料：まちづくりネットモニター(H21)

【グラフ2】



資料：まちづくりネットモニター(H21)

【グラフ3】



資料：市民協働推進課

## 2 市民活動団体

市内では、NPO・ボランティア等の多くの市民活動団体が活動しており、その活動は、福祉や教育、まちづくりなど、さまざまな分野に及んでいます。こうした団体は、それぞれ市民公益活動の重要な担い手となっています。

「郡山市内で活動するNPO法人活動実態調査アンケート」によると、「団体で課題となっていること」の質問に対し、「財源・資金面」46.4%、「人材面」28.6%、「活動拠点」12.5%、「情報・経営能力」10.7%が課題であるという結果が出ています。（グラフ4参照）

また、震災以降は、NPOの専門的なノウハウを生かした支援やボランティアによる炊き出し、支援物資の仕分けなど、さまざまな取り組みが行われた一方で、NPO同士の協力体制の充実や、ボランティアで活動する人に対する連絡、指示などの調整機能の強化等についての課題も挙げられています。

## 3 事業者

市内には、約17,000の事業所があります。（平成18年事業所・企業統計調査結果報告書より）

事業者には、従来は安価で優良な製品・サービスの提供や雇用の維持・創出などが求められてきましたが、近年では、企業の社会的責任（CSR）\*の考えも広まってきています。

市内の事業者を対象に実施した「協働のまちづくり事業所アンケート」によると、事業所で既に取り組んでいる社会貢献活動は「町内会活動への支援（加入を含む）」18.1%、「リサイクル活動・省エネルギー活動」16.3%、「地域活動への協力、支援」13.9%という結果が出ています。（グラフ5参照）

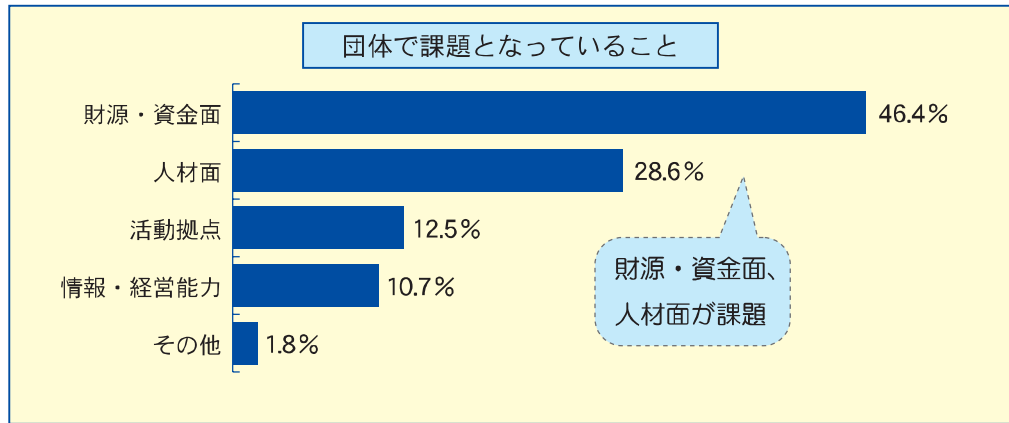
一方で、社会貢献活動を行うにあたっての課題や問題点は「人的余裕がない」28.1%、「資金的余裕がない」21.9%、「事故や補償の問題がある」11.5%、「会社の活動に支障をきたす」11.5%という結果が出ています。（グラフ6参照）

また、既にCSRに取り組んでいる事業者についても、その活動の情報発信を行い、他の実施主体と連携するなどの活動を広げていく必要があります。

さらに、事業活動以外にも、災害時の応急対策等に対する支援内容を明確にしておくなど、日ごろからの備えを充実させることも必要になっています。

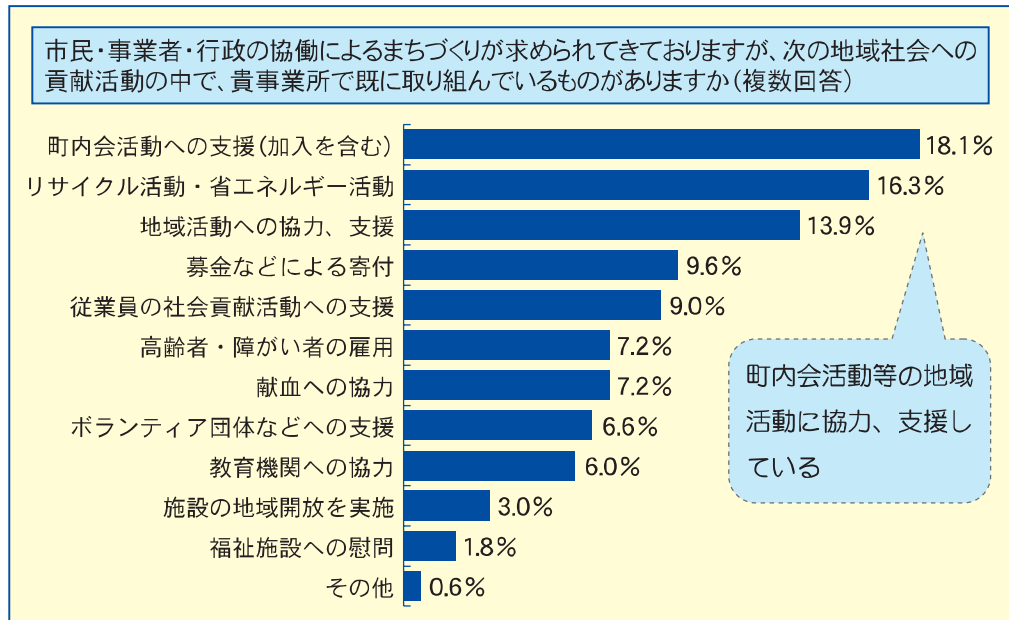
※ [CSR] : Corporate Social Responsibility の略で、企業が社会の一員として、最低限の法令遵守や利益貢献といった責任を果たすだけでなく、市民や地域、社会からの要請に応じて、より高次の社会貢献、情報公開や対話を自主的に行うべきであるという考え。

【グラフ4】



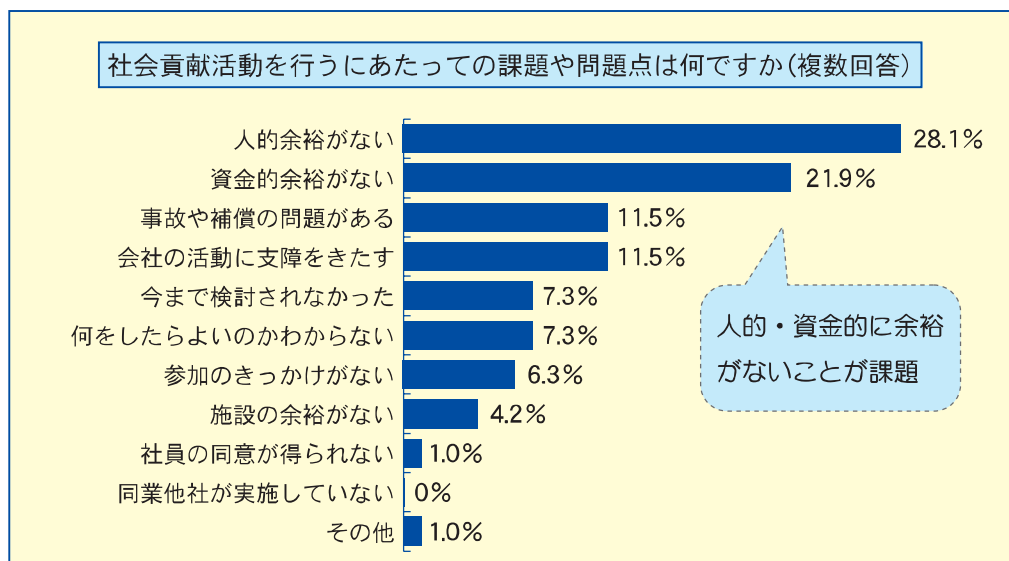
資料：郡山市内で活動するNPO法人活動実態調査アンケート (H21)

【グラフ5】



資料：協働のまちづくり事業所アンケート (H21)

【グラフ6】



資料：協働のまちづくり事業所アンケート (H21)

## 4 市及び市職員

本市では、これまでも審議会への市民公募枠<sup>※1</sup>の導入や市民意見の公募（パブリックコメント）制度<sup>※2</sup>など、政策の意思決定過程に市民が参加できる仕組みの充実を図ってきました。

しかし、まちづくりの新たな担い手として期待される市民活動団体の活動が活発化し、さらには知識や技能を持った団塊世代<sup>※3</sup>による市民公益活動への関心が高まることも予想されることから、市民の社会貢献意欲に応えられる仕組みのさらなる充実が求められています。

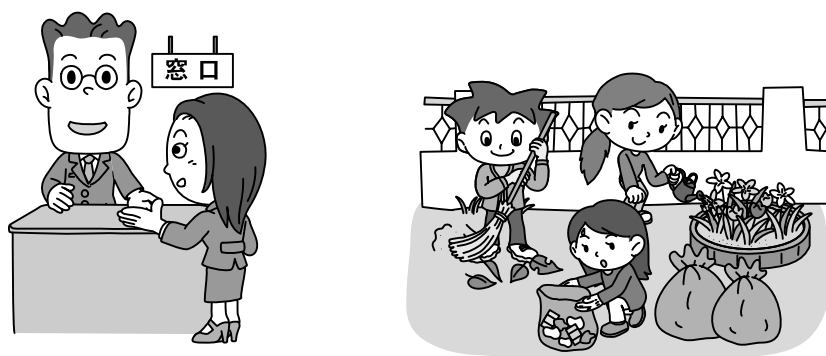
「まちづくりネットモニター」によると、「協働による事業を行う際に市の対応が必要だと思うこと」の問いに対し、「十分な情報提供」75.4%、「市役所職員の対応の柔軟性」47.1%という結果が出ています。（グラフ7参照）

このことから、わかりやすく充実した情報提供を行うとともに、窓口での対応をはじめ、市民の意見・要望等についても、よりきめ細かな配慮をしていくことが必要です。

また、「市民協働に関する職員アンケート」によると、市民活動団体と行政が協働を推進していくことが「必要だと思う」40.2%、「ある程度必要だと思う」51.5%という結果が出ており、協働を必要と感じる意識は高いといえます。（グラフ8参照）

一方、「地域で行われている活動にどの程度参加していますか」という問いに対し、「積極的に参加している」8.9%、「ある程度参加している」47.7%という結果が出ています。（グラフ9参照）

これらのことから、市職員自身が協働の理解と意識を深め、地域コミュニティ活動に参加するなど、積極的かつ柔軟な発想で協働の推進に取り組むことが必要です。

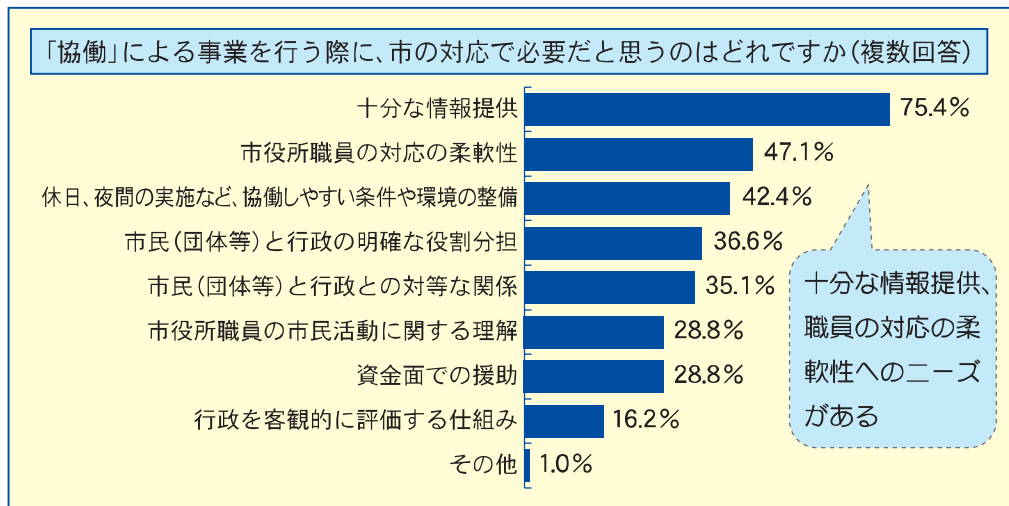


※1 [市民公募枠]：審議会の委員の選定にあたり、一般公募による市民の参加枠を設け、市民の視点から意見等を述べる機会を設ける制度。

※2 [市民意見の公募（パブリックコメント）制度]：行政の透明性の向上を図るために、計画等の策定過程において広く計画案を公表し、出された意見等を考慮し行政の意思決定を行う方法。

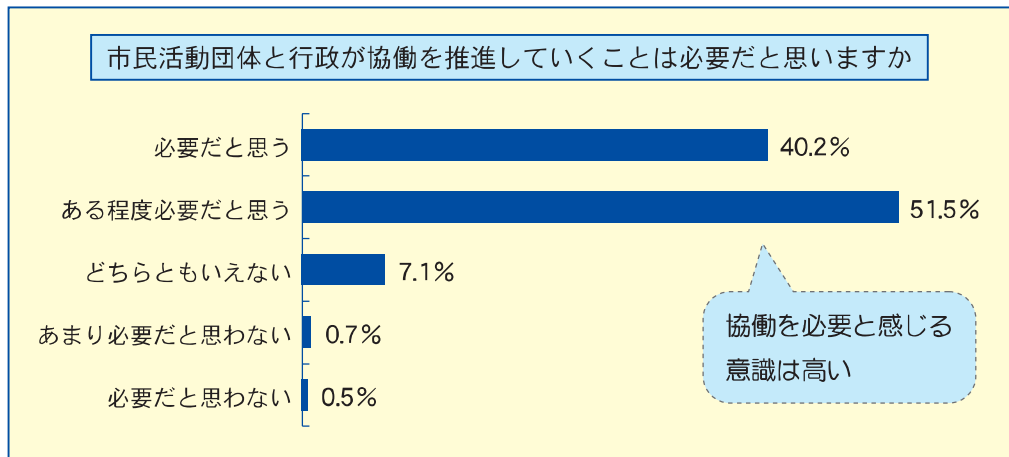
※3 [団塊世代]：昭和22年から昭和24年の戦後のベビーブーム時代に生まれた世代。

【グラフ7】



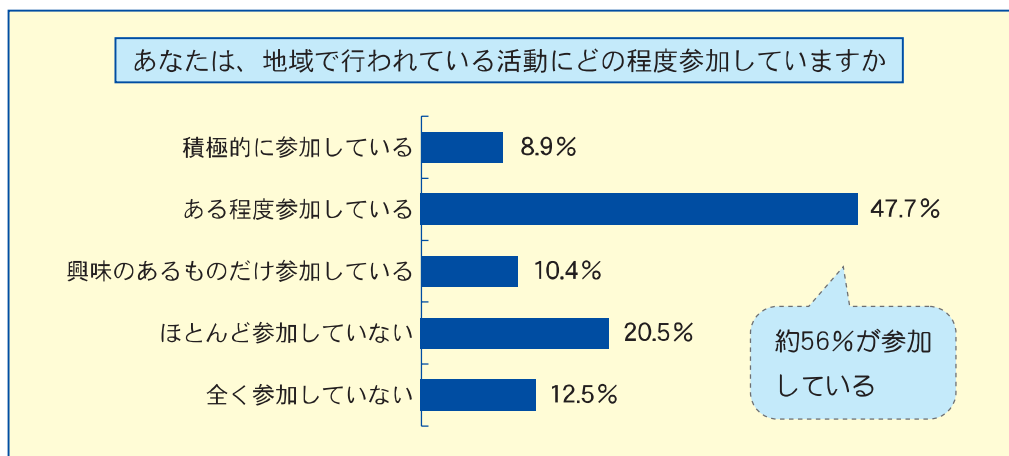
資料：まちづくりネットモニター(H21)

【グラフ8】



資料：市民協働に関する職員アンケート(H21)

【グラフ9】



資料：市民協働に関する職員アンケート(H21)

## ～「郡山市協働のまちづくり推進条例」から～

本計画は、多くの市民の参画により策定した「郡山市協働のまちづくり推進条例」を基本としています。

この条例の前文には、「いつまでも希望が持て、子どもたちが夢を語ることのできるまち郡山」を市民、市民活動団体、事業者、市と一緒に実現していこうという強いメッセージが込められています。

### 第3章

私たちのまち郡山は、脈々と流れるときの中で、地の利を生かした交通の要衝として栄え、人と人とが交流し、先人の努力と行動力により多様な歴史と文化をはぐくんできたまちです。また、明治初期に国営事業として行われた安積疏水の開削や安積開拓は、人々の英知や技術力の結集を生んだ、まさに、この地の住民や全国からの移住者などが成し遂げた協働の先駆けともいえる事業です。さらには、昭和の戦災復興期から現在まで継承される市民を主体とする音楽活動により郡山の都市イメージは、「東北のウィーン 楽都 郡山」と称されるまでに発展しました。

しかしながら、社会情勢の変化とともに、少子高齢化の進行や市民の生活様式の多様化、地域コミュニティにおける安全、安心意識の高まりや連帯意識の希薄化等の状況があり、これまで以上に、自主、自立の市民協働社会の確立が求められています。

活気と情熱にあふれた市民の行動力、そして、自助、互助、公助の考え方に基づくボランティアや社会貢献活動は、地域の連帯意識を高め、未来に向かって、郡山を大きく育てる原動力です。そして、この行動は、郷土愛をはぐくむとともに、自己実現を図り人生や家族の暮らしを豊かにするものでもあります。

このような状況を踏まえ、私たちは、大好きな郡山がいつまでも希望が持て、子どもたちが夢を語ることのできるまちであるために、一人ひとりの笑顔と出会いを大切にし、それぞれの立場で連携し、助け合いながら、協働によるまちづくりの主体として、一步一步、着実に前進していきたいと考えています。このため、私たちは、市民が主役の協働のまちづくりを推進することにより、魅力と活力のあるふるさと郡山の実現を図ることを決意し、この条例を制定します。



(郡山市協働のまちづくり推進条例 前文)

## 4-1 協働のまちづくりの基本理念

～大好きな郡山がいつまでも希望が持て  
子どもたちが夢を語ることのできるまちであるために～

「信頼の絆で結ばれた市民が主役の協働のまち」

## 4-2 協働のまちづくりの推進の考え方

「郡山市協働のまちづくり推進条例」に定められた「5つの基本原則」、「市民、市民活動団体、事業者、市の役割」などに基づき、協働の各実施主体が対等の立場で、それぞれの役割を担い、責任を認識して公共的な課題の解決に取り組むことにより、協働のまちづくりを推進していくこととします。



## 4-3 協働のまちづくりの基本原則

「郡山市協働のまちづくり推進条例」では、次のとおり5つの基本原則を定めています。

### 1 機会均等の原則

魅力と活力のあるふるさと郡山の実現を図るためには、そこに住む一人ひとりが主体的に協働のまちづくりに参画することが必要であることから、「協働の機会は、年齢、性別、障がいの有無等にかかわらず、市民等の誰もが有すること」とします。

### 2 相互理解の原則

協働のまちづくりを推進するためには、それぞれの実施主体が、相互の行動原理の違いを理解し、特性として尊重した上で、相互に補完し合いながら行動する必要があることから、「協働に対する理解を深め、互いの信頼関係構築に努めること」とします。

### 3 情報共有の原則

人々が強い絆で結ばれるには、目的や情報を共有する必要があります。このことから、「協働に関する情報を交換し、その共有に努めること」とします。

### 4 自主性・自発性の原則

協働のまちづくりを推進するためには、市民一人ひとりが市民公益活動に自主的・自発的に参加していく必要があります。このことから、「市民公益活動における自主性及び自発性を尊重すること」とします。

### 5 地域コミュニティ推進の原則

愛着の持てる魅力あるまちづくりを推進するためには、地域に住む人々の連帯感や信頼関係が大切であることから、「地域コミュニティの重要性を認識し、その維持及び発展に努めること」とします。



## 4-4 協働の役割

協働のまちづくりは、それぞれの実施主体が相互の立場を理解するとともに、役割を認識した上で、その自主的・自発的な活動により推進されます。

そのため、「郡山市協働のまちづくり推進条例」では、次のとおり実施主体のそれぞれの役割を定めています。

### 1 市民の役割

- ① 知識、技能、経験等を生かし、協働のまちづくりや市民公益活動に参加、協力するよう努めます。
- ② 協働のまちづくりや市民公益活動に参加、協力するときは、自分の意見と行動に責任を持つよう努めます。
- ③ 協働のまちづくりや市民公益活動、地域コミュニティに関する情報を積極的に把握するよう努めます。

### 2 市民活動団体の役割

- ① 地域性、専門性を生かして、協働のまちづくりや市民公益活動に参加、協力するよう努めます。
- ② 市民公益活動に関する情報の発信を図り、市民公益活動に対する市民の理解と参加の促進に努めます。

### 3 事業者の役割

地域コミュニティの一員として協働のまちづくりや市民公益活動に参加、協力するよう努めます。

### 4 市の役割

- ① 協働のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
- ② 公平性、公正性及び透明性をもって協働のまちづくりに関する市民等との連携及び市民等への支援を図ります。
- ③ 市民等が協働に対する理解を深め、自主的に協働のまちづくりに参加できるよう、市政に関する情報のわかりやすい発信に努めます。
- ④ 市民等の協働のまちづくりに関する意識の啓発に努めます。
- ⑤ 公共的な課題を解決するために、必要に応じて国、他の地方公共団体等との連携に努めます。

基本理念

信頼の絆で結ばれた市民が主役の協働のまち

協働のまちづくりの  
推進の考え方

条例で定める

5つの基本原則

実施主体の役割

4つの基本施策

《最優先施策》

基本施策 1

協働意識の醸成  
と人材の育成

基本施策 2

情報の共有

基本施策 3

市民公益活動への  
支援

基本施策 4

推進のための仕組  
みの充実

## 具体的な取り組み

- ① 出前講座の実施
- ② 段階別の講座・研修会等の実施
- ③ 参加のきっかけとなるイベント等の実施
- ④ 協働のまちづくり推進のための手引き等の作成
- ⑤ 小・中学校における協働意識を啓発する事業の実施
- ⑥ 青少年が協働のまちづくりに参加しやすい環境づくりの推進
- ⑦ 本市にゆかりのある人々との連携
- ⑧ 市職員の意識醸成

- ① 市の情報収集・発信機能の充実
- ② さまざまな実施主体と連携した情報収集・発信機能の充実

- ① 活動拠点の整備
- ② 市民公益活動を支える保険の充実
- ③ 協働推進のための補助金等の交付
- ④ NPO等への委託の推進
- ⑤ 市民協働事業提案制度の推進
- ⑥ 市民公益活動支援施設の運営
- ⑦ 市民等が持つ資源の有効活用
- ⑧ 市民公益活動の顕彰
- ⑨ 地域コミュニティ活動の強化

- ① 市民参画の機会の推進
- ② 協働によるイベント等の開催の推進
- ③ 意見交換の機会等の充実
- ④ さまざまな交流の場の設置
- ⑤ 協働による公共施設の管理の推進
- ⑥ 市民等が持つ資源の有効活用《再掲》
- ⑦ NPO等への委託の推進《再掲》
- ⑧ 災害時に協働で取り組む環境の充実・強化
- ⑨ 新たな協働事業の検討

協働のまちづくりを推進するため、本市の課題や「郡山市市民活動推進指針」（平成16年策定）の考え方などを踏まえ、「第4章 計画の基本方針」にそって次の4つの基本施策を定めます。

それぞれの基本施策ごとに「現状と課題」、「推進方針」、「具体的な取り組み」で構成します。

また、「具体的な取り組み」には、「推進方針」を具現化するための事業内容と、その事業の中心となって取り組む主な実施主体を記載しています。

なお、基本施策1の「協働意識の醸成と人材の育成」は、すべての施策の基盤となることから、最優先施策とします。

### 《最優先施策》

基本施策1 協働意識の醸成と人材の育成

基本施策2 情報の共有

基本施策3 市民公益活動への支援

基本施策4 推進のための仕組みの充実

# 基本施策 1 協働意識の醸成と人材の育成

## 1 現状と課題

本市では、町内会を中心とする地域コミュニティ等と市との連携により、地域でのさまざまな課題解決に向けた取り組みを協働で行ってまいりましたが、それぞれの実施主体で「協働意識の醸成」及び「人材不足」や「人材育成」等、まちづくりの担い手に関する課題を抱えています。

また、「郡山市協働のまちづくり推進条例」の中でも「市民等と市が協働のまちづくりの担い手となる人づくりに努める（同条例第9条）」ことを定めています。

## 2 推進方針

協働のまちづくりを進めるにあたっては、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という強い意志を持ち、どうしたら住みやすくなるかを自分たちで考えなければなりません。それぞれの実施主体において、そうした協働意識を醸成するとともに、協働を実践できる人材の育成に取り組みます。

また、協働意識の醸成や実践できる人材の育成にあたっては、市内の高等教育機関や本市にゆかりのある人々との連携を図ってまいります。

## 3 具体的な取り組み

### ①出前講座の実施

事業内容	協働意識の啓発を図るため、出前講座を実施し、協働のまちづくりの担い手を育成します。  ◇市職員が学校や地域等を対象に出前講座を実施します。 ◇市民活動団体等による出前講座を実施し、市民公益活動の意義を感じられる機会を充実させます。
取り組み主体	市、市民活動団体、事業者

## ②段階別の講座・研修会等の実施

<p>事業内容</p>	<p>協働のまちづくりの推進を図るため、受講者の活動段階に応じた講座や研修会等を実施します。</p> <p>◇参加のきっかけとなるような基礎的な内容から実用的な内容まで、受講者のレベルに合わせた講座・研修会等を開催するとともに、参加の推進を図ります。</p> <p>◇市民活動団体向けの講座・研修会等の業務委託を推進することについて検討し、実施に努めます。</p>
<p>取り組み主体</p>	<p>市、市民活動団体、事業者</p>

## ③参加のきっかけとなるイベント等の実施

<p>事業内容</p>	<p>協働のまちづくりに参加するきっかけをつくるために、実施主体間で連携を図り、広く市民を対象とした協働イベント等を開催します。</p> <p>◇広く市民を対象とした市民公益活動のイベントを町内会、市民活動団体、高等教育機関をはじめとする学校等と連携・協力し、開催します。</p> <p>◇イベントの開催にあたっては、市民活動団体のPRの場を積極的に提供します。</p>
<p>取り組み主体</p>	<p>市、市民活動団体、事業者</p>

### ③参加のきっかけとなるイベント等の実施

#### **(事例) 「こおりやま市民活動交流フェスタ」**

市内で活動するボランティアやNPO、町内会等の活動発表や団体同士の交流を深めるイベントです。市民活動の実践者による講演会や「まちづくりハーモニー賞」の表彰式も同時に開催されます。



④協働のまちづくり推進のための手引き等の作成

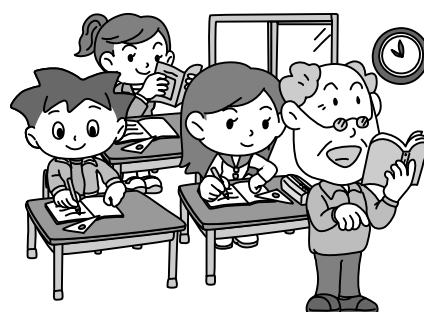
事業内容	協働意識の啓発を図るため、市民公益活動の進め方や町内会、市民活動団体の活動内容を紹介する町内会活動ハンドブックや市民活動ガイドブック等を発行します。
取り組み主体	市

⑤小・中学校における協働意識を啓発する事業の実施

事業内容	<p>協働のまちづくりの担い手を育成するため、小・中学校との連携を図り、協働意識を啓発する事業の実施に努めます。</p> <p>◇地域との連携をはじめ、市のイベント、市民公益活動等と連携した授業について検討し、実施に努めます。</p> <p>◇出前講座のメニューとの連携に努めます。</p> <p>◇災害の体験や教訓を生かすため、防災訓練や副読本等を活用した災害に関する教育に努めます。</p>
取り組み主体	市、市民活動団体、学校

⑥青少年が協働のまちづくりに参加しやすい環境づくりの推進

事業内容	<p>協働のまちづくりの担い手となる青少年を育成するため、青少年が協働のまちづくりに参加しやすい環境の充実を図ります。</p> <p>◇市民活動団体や市のイベントにボランティア等で参加する機会の充実を図ります。</p> <p>◇協働のまちづくりの取り組みの啓発や実践を行うため、市内の高校や専門学校、大学等の高等教育機関と連携を図ります。</p>
取り組み主体	市、市民活動団体、学校



### ⑦本市にゆかりのある人々との連携

事業内容	本市の出身者など、本市にゆかりのある人々との意見交換の場を設けるとともに、そのつながりを確保し、新たな市民公益活動の創出に努めます。
取り組み主体	市、本市にゆかりのある人

### ⑧市職員の意識醸成

事業内容	<p>市職員の協働意識の醸成を図るため、研修等を実施するとともに、職員が地域と関わり活動する仕組みの充実を図ります。</p> <p>◇市職員の意識醸成を目的とした研修を実施します。 ◇市民活動サポート職員バンク*の充実を図ります。</p>
取り組み主体	市

### ⑥青少年が協働のまちづくりに参加しやすい環境づくりの推進 (26ページ参照)

#### (事例) こおりやま若者・夢会議

将来の郡山市を担う若者の市政への参画機会を拡充し、まちづくりに対する意見等を市政に反映させるため、市内の高校生等で構成する「こおりやま若者・夢会議」を開催し、意見交換を行い、市長へ提言します。



\* [市民活動サポート職員バンク] : 市民活動団体が行うイベント等の地域活動を支援する活動に意欲のある市職員が、ボランティア登録を行い自発的に参加して支援を行う事業。



## 基本施策 2 情報の共有

### 1 現状と課題

本市では、各実施主体がウェブサイト等の広報媒体を活用し、お互いに情報の共有化を図ってきました。

一方で、まちづくりネット 모니터の「どのように協働したらよいかわからない」という回答にも見られるように、協働意識を啓発するための一層の情報提供が求められています。

そのため、各実施主体は、情報の受け手の多様なニーズ（市民活動団体の活動内容、イベント情報、行政の支援制度の情報など）に対応するため、必要な情報の収集と発信に努め、情報の共有化を推進する必要があります。

### 2 推進方針

各実施主体は、市民の情報を幅広く取り入れるように努めるとともに国、県、中間支援組織\*や他の関係機関と連携し、積極的に必要な情報の収集に努めます。

また、「広報こおりやま」、「市ウェブサイト」、市民活動に関する広報紙である「あしすとばあく」等、既存の広報媒体の内容を充実するとともに、コミュニティ放送と連携を図るなど、さまざまな広報媒体を利用した市民公益活動の情報発信を行い、協働のまちづくりをより円滑に推進するための情報の共有化を推進します。

### 3 具体的な取り組み

#### ①市の情報収集・発信機能の充実

<b>事業内容</b>	<p>協働のまちづくりに必要な情報の共有化を推進するため、積極的な情報収集を行うとともに、さまざまな広報媒体を活用した分かりやすい情報発信に努めます。</p> <p><u>(ア) 情報収集</u></p> <p>国、県はもとより、市民等の各実施主体から積極的な情報収集に努めます。</p> <p>(次項に続く)</p>
-------------	---

\* [中間支援組織]：行政と地域の間にとって様々な活動を支援する組織のこと。多くはNPOへの支援などを主目的として発足しているケースが多い。それらの多くはNPOの整備のための相談窓口などのセンター的機能を持つ。

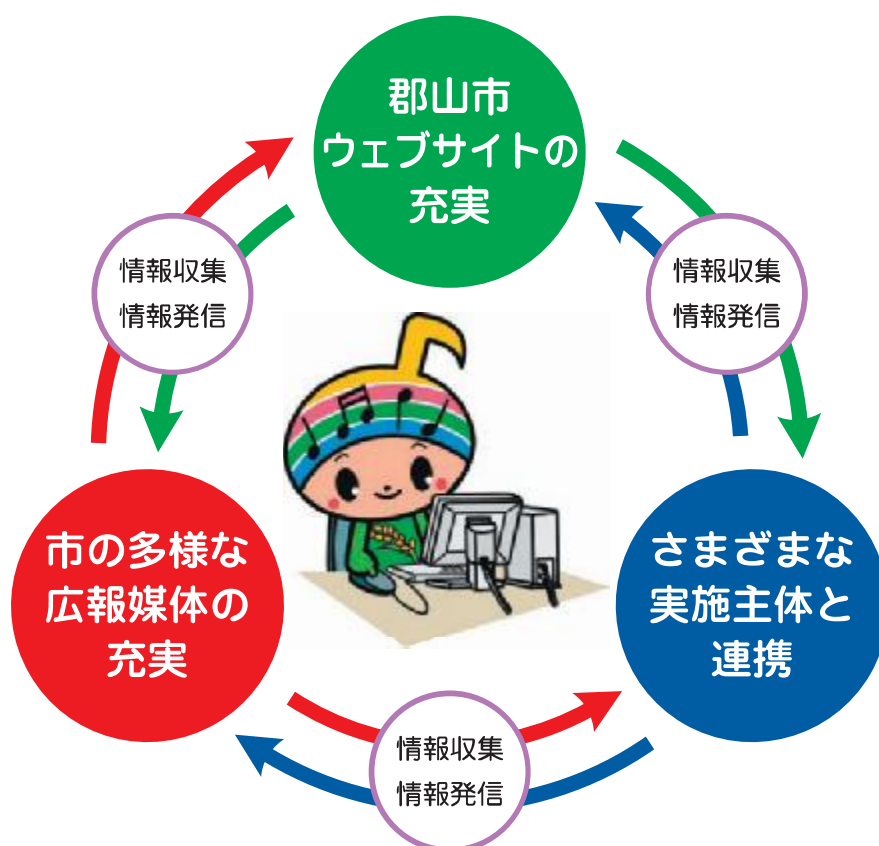
<p>事業内容</p>	<p>(イ)ー1 情報発信（市ウェブサイトの充実）</p> <p>協働のまちづくりに必要な情報を発信するため、町内会をはじめとする地域コミュニティや市民活動団体の活動内容、協働のまちづくりに関するイベントなどを紹介するウェブページの内容を充実します。</p> <p>◇市の主要施策についての理解と関心を高めるため、市ウェブサイトで広報を行います。</p> <p>◇市民協働推進課サイトマップ（こおりやまの市民協働）の内容を充実します。</p> <p>(イ)ー2 情報発信（市の多様な広報媒体の充実）</p> <p>◇ふれあいファックスネットワークFACT<sup>※1</sup>による情報発信</p> <p>◇市民活動サポートメールによる情報発信</p> <p>◇広報紙「あしすとばあく」による情報発信</p> <p>◇「広報こおりやま」による情報発信</p> <p>◇シティナビこおりやま<sup>※2</sup>を活用した情報発信</p> <p>◇多くの人が集まる市民ホールの電子機器等を活用した情報発信</p> <p>(ウ)市政情報の発信とまちづくりに対する意見交換を目的とした懇談会を実施します。</p> <p>(エ)市民等が必要とする情報を発信できる環境の整備に努めます。</p> <p>(オ)災害時のより適切な情報収集・情報発信のあり方について検討し、実施に努めます。</p>
<p>取り組み主体</p>	<p>市</p>

※1 [ふれあいファックスネットワークFACT]：市と各町内会長や医療機関、金融機関等約1,200か所をファックスで結び、市政に関する情報や緊急性のある情報等を提供している。また、フリーダイヤルによる要望を受け付け、市民との協働によるまちづくりに生かしている。

※2 [シティナビこおりやま]：市民ふれあいプラザ（ビッグアイ6階）に設置しているタッチパネルで操作できる情報端末。衛星写真や映像を使用して郡山の魅力や市政情報を発信する。

②さまざまな実施主体と連携した情報収集・発信機能の充実

<p>事業内容</p>	<p>協働のまちづくりの推進に必要な情報の共有化を推進するため、市民活動団体、事業者、学生等との協働によるウェブサイトの開設や、NPO等との連携した情報収集と情報発信に努めます。</p> <p>◇地域コミュニティサイト※を開設します。                  ◇コミュニティ放送や地元メディア等と連携を図り、情報発信の充実を図ります。                  ◇コミュニティ放送等と連携した災害時の情報発信のあり方について検討し、実施します。</p>
<p>取り組み主体</p>	<p>市、市民活動団体、事業者</p>



※ [地域コミュニティサイト] : 地域の食やレジャー、生活、文化、行政などさまざまな情報を発信するウェブサイト。

## 基本施策 3 市民公益活動への支援

### 1 現状と課題

まちづくりの新たな担い手として期待される市民活動団体等の活動が活発化している一方で、核家族化の進行、市民意識の変化などによる地域コミュニティ機能の低下や、活動拠点・活動資金の問題など、自分たちの努力だけでは解決しにくい課題を抱える実施主体もあります。

さらに、事業者がCSR\*への取り組みなどにより他の実施主体との連携を強めることが期待されるとともに、市民公益活動に関心をよせる知識や技能を持った団塊世代等の増加も予想されるため、市民等の社会貢献意欲に応えられる環境の整備が求められています。

### 2 推進方針

それぞれの実施主体が、情熱を持って、その特性を生かした活動を行うとともに、相互の連携を広げることができるよう、活動拠点の整備や地域コミュニティ活動に対する財政的な支援等を行います。

また、実施主体がさまざまな市民公益活動や協働事業を行いやすい環境づくりを推進します。

### 3 具体的な取り組み

#### ①活動拠点の整備

事業内容	町内会等の活動拠点の充実を図るため、集会所の整備費用等の一部を補助します。 また、活動拠点となる集会施設を提供します。  ◇集会所整備費用の補助、敷借地料の補助、借家料の補助を行います。 ◇公民館等の集会施設を貸し出します。
取り組み主体	市

\* [CSR] : Corporate Social Responsibility の略で、企業が社会の一員として、最低限の法令遵守や利益貢献といった責任を果たすだけでなく、市民や地域、社会からの要請に応じて、より高次の社会貢献、情報公開や対話を自主的に行うべきであるという考え。

## ②市民公益活動を支える保険の充実

事業内容	市民公益活動に参加しやすい環境の充実を図るため、町内会活動などの市民活動中の傷害事故や賠償事故を補償する保険制度の充実を図ります。
取り組み主体	市

## ③協働推進のための補助金等の交付

事業内容	<p>協働のまちづくりの推進を図るため、各町内会連合組織及び各種団体※に対し、補助金などを交付します。</p> <p>◇郡山市自治会連合会及び市内各地区の町内会等連合組織に対し運営費の一部を補助します。</p> <p>◇広報こおりやま等、市が発行する刊行物の配布に対する謝礼金を支給します。</p> <p>◇各種団体に対し、補助金の交付や必要物品の支給をはじめ、さまざまな支援を行います。</p>
取り組み主体	市

## ④NPO等への委託の推進

事業内容	これまで市が実施してきた公共サービスのうち、NPO等の特性を生かし、市民ニーズによりきめ細やかな対応が可能なものについて、費用対効果等を考慮した上で積極的に委託の推進を図ります。
取り組み主体	市

※ [各種団体] : 市民活動団体、協議会、実行委員会、商店街等。

### ⑤市民協働事業提案制度の推進

事業内容	市と協働で実施することで、まちづくりへの広域的な波及効果が期待できる事業を、市民活動団体からの提案を基に実施します。
取り組み主体	市、市民活動団体

### ⑥市民公益活動支援施設の運営

事業内容	<p>市民公益活動支援施設を運営し、市民活動団体の自立の促進や活動の活性化を図るため、市民活動サポートセンター、男女共同参画センター等で各種講座の開催、相談、情報提供などを行います。</p> <p>また、国、県、中間支援組織等との連携を図り、相談体制の充実に努めます。</p>
取り組み主体	市、市民活動団体

### ⑦市民等が持つ資源の有効活用

事業内容	<p>協働のまちづくりを推進するため、市民・市民活動団体・事業者が持つ、それぞれの資源（人的、知的、財的）を提供し合い、まちづくりに活用できる方法を検討し、実施に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 資源の提供者と利用者を組み合わせることにより、資源の有効活用を図ります。</li> <li>◇ セミナーや講座等を開催して活躍できる人材を養成し、活動できる環境づくりを進めます。</li> </ul>
取り組み主体	市、市民、市民活動団体、事業者

## ⑧市民公益活動の顕彰

事業内容	地域の特性や市民力を生かした創造性豊かな地域づくりを推進し、協働意識の啓発を図るため、まちづくりに先導的な役割を果たしている市民公益活動実践者（個人・団体）を顕彰して、協働意識の啓発を図ります。
取り組み主体	市、市民、市民活動団体、事業者

## ⑨地域コミュニティ活動の強化

事業内容	<p>(ア)町内会活動活性化の推進</p> <p>地域コミュニティ活動の中心的な役割を担う町内会活動を活性化するため、郡山市自治会連合会等と連携し、広報活動を通して町内会の重要性を啓発するなど、加入率の向上を図ります。</p> <p>◇町内会の加入案内チラシ・啓発ポスターの配布や市ウェブサイトでの情報発信により町内会の加入率向上を図ります。</p> <p>◇町内会加入者に対する特典を関係団体等と検討します。</p> <p>◇市内の各町内会ウェブサイトの充実に向け支援します。</p> <p>◇講演会等を開催し、町内会等の地域コミュニティの重要性を啓発します。</p> <p>◇事例発表等を通して、災害時における町内会活動の重要性を啓発します。</p> <p>(イ)商店街活性化の推進</p> <p>地域住民の生活基盤を支え、地域コミュニティの中核としての役割をになう商店街の活性化を推進します。</p> <p>◇商店街が行う街並み整備を支援します。</p> <p>◇研修会等の開催を支援し、商店街の活性化を図ります。</p> <p>◇商店街の賑わいづくりイベントを支援します。</p> <p>◇中心市街地空き店舗活用を支援します。</p>
取り組み主体	市、市民活動団体、事業者

## ◎市民公益活動支援施設の運営（33ページ参照）

### **（事例）市民活動サポートセンター（アシストパーク郡山）**

ボランティアやNPOなどの社会貢献活動を支援する「市民活動サポートセンター」を平成18年4月にオープンしました。市民が積極的に市民公益活動に参加しやすい環境を整備し、市民活動団体の活動を活性化させるための各種事業を実施しています。



#### ◎作業スペース

- ・各種作業や会議室として利用できます。
- ・料金は無料で20名程度まで利用できます。
- ・コピー機や印刷機（有料）、紙折り機（無料）が使用できます。

#### ◎情報コーナー

- ・市内のNPO法人一覧や市民活動の情報を知ることができます。
- ・イベントのお知らせや団体の案内などをパンフレットラックに掲示して情報発信ができます。

#### ◎市民活動情報配信

- ・広報紙やサポートメールを定期的に配信し、イベントや助成金の情報など、市民活動に役立つ情報をタイムリーに入手できます。
  - ◇広報紙「あしすとぱあく」（年4回程度発行）
  - ◇市民活動サポートメール（毎月10日配信）

#### ◎講座等の開催

- ・ボランティアや市民活動の実践者による講演会や、ボランティア団体、NPO法人の運営に役立つ市民活動応援講座を実施しています。



## 基本施策 4 推進のための仕組みの充実

### 1 現状と課題

本市では、審議会等への市民公募枠の導入や、市民意見の公募(パブリックコメント)制度の実施などを通し、政策の意思決定過程に市民が参加できる仕組みを取り入れてきました。

しかし、多様化する市民ニーズに的確に対応し、市民が主役の協働のまちづくりを進めていくためには、今後さらにそれぞれの実施主体が連携を深め、協働による取り組みを行っていくことが大切です。

そのためには、さまざまな課題に対して、実施主体間で意見交換を行い、取り組んだ成果を共有することで理解を深めるといふ、一つひとつの実践の積み重ねが重要となることから、課題解決に向けた仕組みや体制をさらに充実していくことが必要となります。

### 2 推進方針

まちづくりにおける市民の意思決定過程への参画の機会を充実するため、参加しやすい審議会等の運営、市民公募の推進、市民意見の公募制度及びワークショップ※1形式による参画機会の推進を図ります。

また、さまざまな実施主体の連携・協力によるイベント開催等により協働で取り組む機会の充実を図るとともに、課題を解決するために実施主体間で意見交換や交流活動の場を設置するなど、協働の取り組みの輪をさらに広げ、つないでいくための仕組みの充実に努めます。

### 3 具体的な取り組み

#### ①市民参画の機会の推進

事業内容	市民の意見を幅広く取り入れるため、さまざまな市民参画の機会の推進を図ります。  ◇審議会等の市民公募の推進を図ります。 ◇市民意見の公募(パブリックコメント)制度の充実を図ります。  ◇ワークショップ方式の取り組みの充実を図ります。 ◇市民提案制度※2の取り組みの充実を図ります。
取り組み主体	市

※1【ワークショップ】：会議等において参加者同士が、知恵を出し合い意見をまとめ、所定の課題解決を図る創造的な手法。

※2【市民提案制度】：市民の皆さん一人ひとりの声を市政に生かすため、投書箱やインターネット等を通じて、提案・意見をいただく制度。

## ②協働によるイベント等の開催の推進

事業内容	<p>協働による取り組みの波及効果を高めるため、さまざまな実施主体との協働によるイベント等の開催を積極的に推進します。</p> <p>◇市民活動団体に対して協働意識の啓発を行い、協働によるイベントの開催を推進します。</p> <p>◇広報紙やウェブサイト等を活用した事例紹介を行います。</p>
取り組み主体	市、市民活動団体、事業者

## ③意見交換の機会等の充実

事業内容	<p>町内会、各種団体及び市民のニーズを把握し、広く市政に反映させるため、各種懇談会や調査等を実施します。</p> <p>◇市長と町内会長等との懇談会や定期的な意見交換会を開催します。</p> <p>◇さまざまなアンケートや地区懇談会等の充実を図ります。</p>
取り組み主体	市

## ④さまざまな交流の場の設置

事業内容	<p>さまざまな立場の人々や、町内会をはじめとする市民活動団体同士の連携を図るため、それぞれの交流の場を設けます。</p> <p>◇地域や教育の場におけるさまざまな立場の人々の交流の場を設けます。</p> <p>◇市民活動団体間の連携を図るための交流の場を設けます。</p> <p>◇地域行事等に市外の人も参加できるよう幅広く情報提供します。</p>
取り組み主体	市、市民活動団体

### ⑤協働による公共施設の管理の推進

事業内容	協働意識の醸成を図るため、市民等が道路や公園などの管理活動を行う取り組みを推進します。
取り組み主体	市、市民、市民活動団体、事業者

### ⑥市民等が持つ資源の有効活用《再掲》

事業内容	<p>協働のまちづくりを推進するため、市民・市民活動団体・事業者が持つ、それぞれの資源（人的、知的、財的）を提供し合い、まちづくりに活用できる方法を検討し、実施に努めます。</p> <p>◇資源の提供者と利用者を組み合わせることにより、資源の有効活用を図ります。</p> <p>◇セミナーや講座等を開催して活躍できる人材を養成し、また、活動できる環境づくりを進めます。</p>
取り組み主体	市、市民、市民活動団体、事業者

### ⑦NPO等への委託の推進《再掲》

事業内容	これまで市が実施してきた公共サービスのうち、NPO等の特性を生かし、市民ニーズによりきめ細やかな対応が可能なものについて、費用対効果等を考慮した上で積極的に委託の推進を図ります。
取り組み主体	市

### ⑤協働による公共施設の管理

#### （事例）フラワーロード推進事業

地域の皆さんに道路の植樹帯等に花植え、水やり、除草、ごみ拾いなどの管理をしていただき、快適な道路空間を創出し、美しい魅力あるまちづくりを協働で進める事業です。



## ⑧災害時に協働で取り組む環境の充実・強化

<p>事業内容</p>	<p>震災時における地域の復旧・支援活動についての検証を心まえ、災害時にさまざまな実施主体がそれぞれの特性を生かした活動が実施できるような環境の充実・強化を図り、その実践に努めます。</p> <p>◇町内会、NPO、ボランティア、行政等の実施主体間による情報の共有化や相互の連携機能の充実に努めます。</p> <p>◇NPO同士など、同一の実施主体における情報の共有化や相互の連携機能の充実に努めます。</p> <p>◇各分野における災害時の応急対策の支援について、事業者等と行政の間で役割分担や連絡体制等を規定することにより、被害の拡大防止や早期復旧に努めます。</p> <p>◇市民等の自助、互助、公助の考え方に基づく災害復旧活動の促進に努めます。</p>
<p>取り組み主体</p>	<p>市、市民、市民活動団体、事業者</p>

## ⑨新たな協働事業の検討

<p>事業内容</p>	<p>学識経験者や各種団体の代表で構成された市民協働の推進組織である「郡山市市民協働のまちづくり推進協議会」及び庁内推進組織である「郡山市協働のまちづくり推進本部」を中心に新たな協働事業を検討し、その実施に努めます。</p>
<p>取り組み主体</p>	<p>市、市民、市民活動団体、事業者</p>

### ⑨新たな協働事業の検討

#### **(事例) 郡山市市民協働のまちづくり推進協議会**

郡山市協働のまちづくり推進条例に基づき市民、市民活動団体、事業者、行政が連携しながら協働のまちづくりを推進することを目的に、学識経験者や各団体等の代表、公募委員で構成する「郡山市市民協働のまちづくり推進協議会」を設置しています。



## 6-1 推進体制

協働のまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、さまざまな取り組みを推進する体制が必要となります。

そのため、郡山市協働のまちづくり推進条例に基づいて学識経験者や各種団体の代表で構成する「郡山市市民協働のまちづくり推進協議会」及び庁内推進組織である「郡山市協働のまちづくり推進本部」を設置し、協働のまちづくりを推進します。また、新たな協働事業の検討を積極的に行い、その実施に努めます。

## 6-2 実施状況の公表

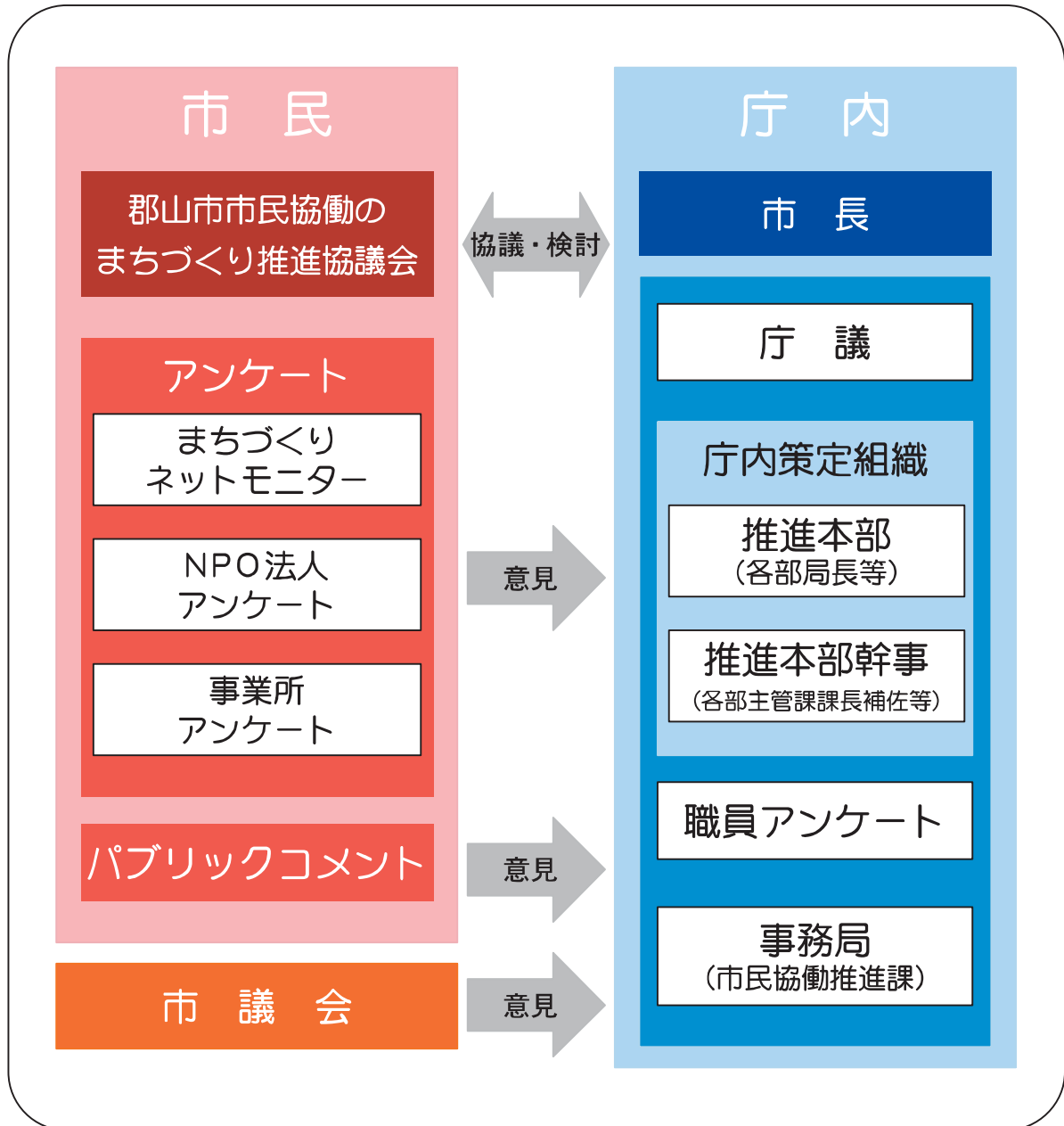
実施する施策の内容を公表することにより、実施主体間の相互理解が深まり、交流も促進され、新たな協働事業の創出につながることから、毎年度、本計画の実施計画を策定し、施策の実施状況を公表します。





# 資 料 編

## 郡山市協働推進基本計画の策定体制



郡山市協働推進基本計画



## 郡山市協働推進基本計画の策定経過

年月	市民参画	庁内策定体制
平成21年 7月	・「協働のまちづくり」事業所 アンケート	
	∴	
12月	・まちづくりネットモニター	・市民協働に関する職員 アンケート
	∴	
平成22年 2月	・NPO法人活動実態調査 アンケート	
	∴	
7月	<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">                     郡山市協働のまちづくり推進条例 (平成22年7月1日施行)                 </div>	
	∴	
12月	・郡山市市民協働のまちづくり 推進協議会委嘱状交付式	
平成23年 1月		
2月		
3月	<div style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px;">                         郡山市市民協働の まちづくり 推進協議会                     </div>	<div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px;">                         郡山市協働の まちづくり 推進本部・幹事会                     </div>
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月	∴	
10月	∴	

## 郡山市市民協働のまちづくり推進協議会委員名簿

役 職	氏 名	主な所属団体及び役職等
会 長	丹 治 一 郎	郡山商工会議所会頭 西部自動車株式会社代表取締役社長
副会長	土 方 吉 雄	日本大学工学部建築学科准教授
委 員	鈴 木 光 二	郡山市自治会連合会会長、全国自治会連合会副会長、 福島県保護司会連合会会長
委 員	今 泉 玲 子	(社)福島県専修学校各種学校連合会中央支部長、 郡山市教育委員長、今泉女子専門学校校長
委 員	富 塚 弘 二	郡山農業青年会議所会長
委 員	齊 藤 邦 昭	(社)郡山青年会議所2011年度理事長 富久株式会社専務取締役
委 員	伊 藤 和	街こおりやま編集長 郡山市国際交流協会運営委員会副委員長
委 員	星 郁 夫	公募委員
委 員	山 田 平四郎	郡山酒造協同組合理事長、前福島県立安積高等学校 P T A会長、若関酒造株式会社社長
委 員	佐 藤 恵 子	二本松市岳温泉「松溪苑」女将、岳温泉女将会副会長 郡山東高等学校同窓会会長
委 員	小 林 文 紀	株式会社福豆屋専務取締役
委 員	佐久間 仁 一	N P O法人うつくしまN P Oネットワーク理事長 てんこもりT V編集長、有限会社佐久間防水工業
委 員	笠 原 真 紀	大町飲食店会ボランティア部会長 子育て団体「メイ」
委 員	橋 本 妙 子	西田地区さつきの会実行委員長 「おんがくの杜」創作レストラン代表
委 員	次 田 喜 正	N P O法人まざっせ KORIYAMA 副理事長 株式会社マルキ電機専務取締役

※ 敬称略、順不同。主な所属団体及び役職等は委嘱時点。

※ 任期は平成22年12月21日から2年間。

## 各種アンケートの実施

### 1. 目的

郡山市協働推進基本計画の策定にあたり、市民等の意見を把握し、基本計画へ反映させることを目的に実施。

### 2. アンケートの概要

件名	実施日	調査方法
「協働のまちづくり」事業所アンケート	平成21年7月28日～平成21年8月12日	電話帳から無作為に抽出した事業所300社に調査票を送付し、アンケートを実施した。
まちづくりネットモニター	平成21年12月24日～平成22年1月2日	まちづくりネットモニター登録者234名を対象にインターネットによるアンケートを実施した。
NPO法人活動実態調査アンケート	平成22年2月24日～平成22年3月12日	郡山市内で活動するNPO法人85法人に調査票を送付し、アンケートを実施した。

## パブリックコメント手続の実施

### 1. 目的

郡山市協働推進基本計画の策定にあたり、基本計画の素案を公表し、これに対する市民の皆さんからの意見をいただき、必要に応じて基本計画への反映を図るために実施。

### 2. 意見募集期間

平成23年9月20日（火）～平成23年10月19日（水）

### 3. 公表方法等

- (1) 市ウェブサイトへの掲載
- (2) 市民協働推進課及び市政情報センターでの閲覧・配布
- (3) 各行政センター、市民サービスセンター、市民活動サポートセンターでの閲覧

### 4. 実施結果

提出方法	提出者数	意見数
電子メール	1名	3件

## 条例など

### 1. 郡山市協働のまちづくり推進条例

#### 郡山市協働のまちづくり推進条例

##### 目次

##### 前文

##### 第1章 総則（第1条・第2条）

##### 第2章 協働のまちづくりの基本原則（第3条）

##### 第3章 市民等及び市の役割（第4条—第7条）

##### 第4章 協働のまちづくりの推進（第8条—第16条）

##### 第5章 雑則（第17条）

##### 附則

私たちのまち郡山は、脈々と流れるときの中で、地の利を生かした交通の要衝として栄え、人と人が交流し、先人の努力と行動力により多様な歴史と文化をはぐくんできたまちです。また、明治初期に国営事業として行われた安積疏水の開削や安積開拓は、人々の英知や技術力の結集を生んだ、まさに、この地の住民や全国からの移住者などが成し遂げた協働の先駆けともいえる事業です。さらには、昭和の戦災復興期から現在まで継承される市民を主体とする音楽活動により郡山の都市イメージは、「東北のウィーン 楽都 郡山」と称されるまでに発展しました。

しかしながら、社会情勢の変化とともに、少子高齢化の進行や市民の生活様式の多様化、地域コミュニティにおける安全、安心意識の高まりや連帯意識の希薄化等の状況があり、これまで以上に、自主、自立の市民協働社会の確立が求められています。

活気と情熱にあふれた市民の行動力、そして、自助、互助、公助の考え方に基づくボランティアや社会貢献活動は、地域の連帯意識を高め、未来に向かって、郡山を大きく育てる原動力です。そして、この行動は、郷土愛をはぐくむとともに、自己実現を図り人生や家族の暮らしを豊かにするものでもあります。

このような状況を踏まえ、私たちは、大好きな郡山がいつまでも希望が持て、子どもたちが夢を語ることのできるまちであるために、一人ひとりの笑顔と出会いを大切に、それぞれの立場で連携し、助け合いながら、協働によるまちづくりの主体として、一步一步、着実に前進していきたいと考えています。このため、私たちは、市民が主役の協働のまちづくりを推進することにより、魅力と活力のあるふるさと郡山の実現を図ることを決意し、この条例を制定します。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、協働のまちづくりの基本原則を定め、市民等及び市の役割を明らかにすることにより、市民が主役の協働のまちづくりを推進することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住している者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (2) 市民活動団体 町内会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて組織された団体及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、ボランティア団体その他の団体で市民公益活動を継続的に行うものをいう。

- (3) 事業者 営利、非営利を問わず、市内で事業活動を行っている個人及び法人その他の団体をいう。ただし、市民活動団体を除く。
- (4) 市民等 市民、市民活動団体及び事業者をいう。
- (5) 市民公益活動 市民等が自主的かつ自発的に行う不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 営利を目的とする活動
  - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
  - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
  - エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (6) 協働 市民等及び市が、対等の立場で、それぞれの役割を担い、責任を認識しながら、公共的な課題の解決のためともに取り組むことをいう。
- (7) 地域コミュニティ 市民が連帯感及び信頼関係を持って、生活している場所及び相互の交流が行われている基礎的な生活空間をいう。
- (8) 人づくり 積極的に活動ができる人又は専門的な知識を持つ人を育成することをいう。
- (9) 地域資源 地域の自然、歴史、伝統文化、人材等の有形無形のことをいう。
- (10) 市民参画 市民等が市の施策等の企画、立案、実施及び評価に自主的に参加することをいう。

## 第2章 協働のまちづくりの基本原則

### （基本原則）

第3条 市民等及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、協働のまちづくりを推進する。

- (1) 協働の機会は、年齢、性別、障がいの有無等にかかわらず、市民等の誰もが有すること。
- (2) 協働に対する理解を深め、互いの信頼関係の構築に努めること。
- (3) 協働に関する情報を交換し、その共有に努めること。
- (4) 市民公益活動における自主性及び自発性を尊重すること。
- (5) 地域コミュニティの重要性を認識し、その維持及び発展に努めること。

## 第3章 市民等及び市の役割

### （市民の役割）

第4条 市民は、前条の基本原則（以下「基本原則」という。）に基づき、知識、技能、経験等を生かし、協働のまちづくり及び市民公益活動に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

2 市民は、協働のまちづくり及び市民公益活動に参加し、及び協力するときは、自らの意見及び行動に責任を持つよう努めるものとする。

3 市民は、協働のまちづくり、市民公益活動及び地域コミュニティに関する情報を積極的に把握するよう努めるものとする。

### （市民活動団体の役割）

第5条 市民活動団体は、基本原則に基づき、地域性、専門性等を生かし、協働のまちづくり及び他のものの実施する市民公益活動に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、市民公益活動に関する情報の発信を図り、市民公益活動に対する市民の理解及び参加の促進に努めるものとする。

### （事業者の役割）

第6条 事業者は、基本原則に基づき、地域コミュニティの一員として協働のまちづくり及び市

民公益活動に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第7条 市は、協働のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

2 市は、公平性、公正性及び透明性をもって、協働のまちづくりに関する市民等との連携及び市民等への支援を図るものとする。

3 市は、市民等が協働に対する理解を深め、自主的に協働のまちづくりに参加できるよう、市政に関する情報のわかりやすい発信に努めるものとする。

4 市は、市民等の協働のまちづくりに関する意識の啓発に努めるものとする。

5 市は、公共的な課題を解決するために、必要に応じて国、他の地方公共団体等との連携に努めるものとする。

#### 第4章 協働のまちづくりの推進

(青少年の参加に関する環境づくり)

第8条 市民等及び市は、青少年が協働のまちづくりに参加しやすい環境づくりに努めるものとする。

(人づくり)

第9条 市民等及び市は、学習、研修等の機会を充実することにより、協働のまちづくりの担い手となる人づくりに努めるものとする。

(ゆかりがある人々とのつながり)

第10条 市民等及び市は、市出身者その他のゆかりがある人々とのつながりを確保し、その知恵、行動力等を協働のまちづくりに生かすことのできる環境づくりに努めるものとする。

(地域資源の活用)

第11条 市民等及び市は、地域の特性である地域資源を協働のまちづくりに活用するよう努めるものとする。

(高等教育機関との連携)

第12条 市民等及び市は、高等教育機関(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学及び大学院を含む。)及び専修学校をいう。)と、その教育又は研究の成果が協働のまちづくりに生かされるよう連携に努めるものとする。

(市民参画)

第13条 市は、協働のまちづくりを推進するため、次に掲げる市民参画の機会の確保に努めるものとする。

(1) 意見の公募

(2) 審議会その他の附属機関に係る会議の公開及び委員の公募

(3) 懇談会、アンケート及びワークショップの実施

(4) 前3号に掲げるもののほか、協働のまちづくりに資すると認められるもの

2 市は、前項の市民参画における意見及び提案について、公益性、実効性等を考慮し、市政に反映するよう努めるものとする。

(提案制度)

第14条 市は、市民等が協働のまちづくりの推進に関する事業を提案することができる制度の充実を図るものとする。

(協働推進基本計画)

第15条 市長は、協働のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、協働のまちづくりの推進に関する基本計画(以下「協働推進基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、協働推進基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、次条第1項の郡山市市民協働のまちづくり推進協議会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、協働推進基本計画を定めたときは、これを公表するものとする。
- 4 市長は、毎年度、協働推進基本計画に基づき講じる施策の実施状況を公表するものとする。
- 5 第2項及び第3項の規定は、協働推進基本計画の変更について準用する。

(市民協働のまちづくり推進協議会)

第16条 協働のまちづくりを推進するため、郡山市市民協働のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、前条第2項の意見のほか、協働のまちづくりに関する事項について調査、審議及び評価をし、市長に意見を述べることができる。
- 3 協議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 4 委員は、市民公益活動を実践し、又は協働のまちづくりに関して識見を有する市民及び学識経験者並びに関係機関が推薦する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 雑則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成22年7月1日から施行する。



## 2. 郡山市市民協働のまちづくり推進協議会規則

### 郡山市市民協働のまちづくり推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、郡山市協働のまちづくり推進条例（平成22年郡山市条例第28号）第16条第7項の規定に基づき、郡山市市民協働のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第4条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、市民部市民協働推進課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

### 3. 郡山市協働のまちづくり推進本部設置要綱

#### 郡山市協働のまちづくり推進本部設置要綱

##### (設置)

第1条 郡山市協働のまちづくり推進条例（平成22年郡山市条例第28号。以下「条例」という。）の規定に基づき、協働のまちづくりの推進を図るため、郡山市協働のまちづくり推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

##### (所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 条例第15条に規定する協働推進基本計画に関すること。
- (2) その他協働のまちづくりの推進に関すること。

##### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長には、郡山市副市長の事務分担に関する規則（平成20年郡山市規則第6号）第2条に規定する市民部に属する事務を担当する副市長をもって充てる。
- 3 副本部長には、市民部長をもって充てる。
- 4 委員には、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、推進本部を代表し、その事務を総理する。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

##### (会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

##### (幹事会)

第5条 推進本部に郡山市協働のまちづくり推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 幹事長及び副幹事長
  - (2) 別表第2に掲げる職にある者（当該職が複数置かれている所属にあっては、その職のうちから所属長があらかじめ指定する者）
  - (3) 前2号に規定する者のほか、幹事長が指名する者
- 3 幹事会は、次に掲げる事務を処理する。
    - (1) 推進本部の審議に必要な事項に関すること。
    - (2) 推進本部で決定した事業の執行に関すること。

- 4 幹事長には市民協働推進課長を、副幹事長には市民協働推進課長補佐をもって充てる。
- 5 副幹事長は、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときに、その職務を代理する。
- 6 幹事長は、必要に応じ、幹事会の会議の経過及び結果を本部長に報告するものとする。
- 7 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 8 幹事長は、会議の運営上必要があると認めるときは、第2項に定めるもの以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

##### (庶務)

第6条 推進本部及び幹事会に関する庶務は、市民部市民協働推進課において処理する。

##### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月27日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務部長、総合政策部長、財務部長、税務部長、生活環境部長、保健福祉部長、こども部長、農林部長、商工観光部長、建設部長、都市整備部長、下水道部長、教育委員会事務局生涯学習部長、教育委員会事務局学校教育部長、水道局長、農業委員会事務局長

別表第2（第5条関係）

総務課長補佐、政策調整課長補佐、財政課長補佐、市民税課長補佐、生活環境課長補佐、社会福祉課長補佐、こども未来課長補佐、農政課長補佐、商工振興課長補佐、道路建設課長補佐、都市計画課長補佐、下水道総務課長補佐、教育委員会事務局生涯学習部総務課長補佐、教育委員会事務局学校教育部学校管理課長補佐、水道局総務課長補佐、農業委員会事務局次長

---

## 郡山市協働推進基本計画

平成23年10月

発行 郡山市

編集 郡山市市民部市民協働推進課

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

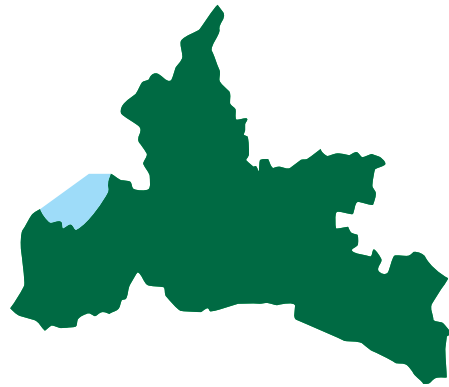
TEL 024-924-3471 FAX 024-931-5186

E-mail : [shiminkyoudo@city.koriyama.fukushima.jp](mailto:shiminkyoudo@city.koriyama.fukushima.jp)

郡山市ウェブサイト <http://www.city.koriyama.fukushima.jp>

---





楽都  
— 東北のワイン —  
郡山



紙へリサイクル可 この印刷物は、FSC®認証紙を使用しています。